

岐阜県公報

第二千二百五十一号
平成二十三年五月二十七日

(金曜日)

目次

告示

有害興行の指定

(男女参画青少年課) 一五八

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 一五八

保安林に指定する予定の変更の通知

(同) 一六〇

土地収用法に基づく事業の認定

(用地課) 一六一

道路の区域変更

(道路維持課) 一六二

道路の供用開始

(同) 一六三

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 一六三

政治団体の異動事項の公表

(同) 一六四

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 一六五

指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 一六六

指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表

(同) 一六七

資金管理団体の異動事項の公表

(同) 一六七

公示

落札者等に関する公示

(広報課) 一六七

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 一六八

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業流通課) 一六八

公共測量の終了

(用地課) 一六八

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 一六九

土地改良区役員の退任及び就任

(恵那農林事務所) 一七〇

正誤

政治団体の異動事項の公表中訂正

(選挙管理委員会) 一七一

告 示

岐阜県告示第三百二十七号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十三年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種 類	題 名	配 給 社 名
映 画	性犯罪捜査 秘恋を濡らす牙	オーピー映画
	極楽銭湯 巨乳湯もみ	オーピー映画
	淫行病棟 乱れ泣く白衣	オーピー映画
	夏の愛人 おいしい男の作り方	新日本映象

2 指定年月日

平成23年5月27日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第三百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

岐阜市大字石谷字山下五二〇、字北山五七七、五七八の一、五七八の二、五七九の

一、五七九の二、五八一、五八六から五九三まで、五九四の一、五九五、五九六、六〇〇、六一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字武佐原一六五九の一、二六七二の二、二六七二の八、字広谷四三三九の二六、四三三九の二七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

- 恵那市明智町横通字向洞一〇九八の二、一〇四、一〇八の一九、一〇八の二〇、一〇九の一、一〇九の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

- 土岐市曾木町字亀ケ口一九四八の二〇四から一九四八の二〇六まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

- 山県市葛原字見舞二五六〇の五、二五六〇の七、二五六一の一、二五六一の三から二五六一の五まで、二五七三から二五七六まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
飛騨市古川町大江字こわそ三六二九の五
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
飛騨市河合町小無雁字小無雁谷筋七七二〔次の図に示す部分に限る。〕
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第三百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林に指定する予定の森林の所在場所について変更した旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更後の保安林予定森林の所在場所
飛騨市古川町戸市字一ノ洞五九の九、五九の二三、五九の二一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部
治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百三十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第一百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定
により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 起業者の名称

可茂消防事務組合

二 事業の種類

可茂消防事務組合中消防署川辺出張所建設事業及びこれに伴う町道付替工事（以下
「本件事業」という。）

三 起業地

1 収用の部分

岐阜県加茂郡川辺町比久見字西屋敷地内（以下「本件起業地」という。）

2 使用の部分
なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

申請に係る事業は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条
第二項の規定により設けられた一部事務組合である可茂消防事務組合が事業主体と
なり、本件起業地に本件事業を行うものである。

本件事業のうち、可茂消防事務組合中消防署川辺出張所建設事業（以下「本件事
業」という。）は、法第三十一条に該当すると認められる。

また、本件事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替
工事（以下「関連事業」という。）は、法第二十一条に該当すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判
断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

起業者は、本件事業において、既に財源措置を講じており、本件事業を施行する
十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判
断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 得られる公共の利益

可茂消防事務組合は美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡の十市町村で構成さ
れている。そのうち加茂郡川辺町には中消防署川辺出張所があり、地域住民約一
万一千人の防災拠点としての役割を担っている。

しかしながら、現在の川辺出張所は築後三十九年が経過し、老朽化が著しく、
耐震補強も実施されていないため、大規模地震等有事の際に防災拠点としての機
能が発揮できない可能性が高い。また、国道四百十八号及び国道四十一号バイパ
スから離れているため、交通の便が良くない。

本件起業地に移転し、本件事業が完成することにより、耐震性のある庁舎とな
り、大規模地震等有事の際の防災拠点としての機能が発揮できるとともに、国道
四百十八号に面し、国道四十一号及び国道四十一号バイパスにもアクセスし易く

なることから、現場到着に要する時間が短縮される効果が期待できる。
 また、関連事業として、本件起業地内に存する町道は地域住民の社会生活上必要不可欠なものであり、従前の機能を維持することが必要なことから、その付替を行うとしている。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で調べたところ、騒音等に対する配慮を行うことで、周辺環境に与える影響は小さいものと予測される。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

起業者によると、本件起業地に文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）による周知の埋蔵文化財や希少な動植物の存在は確認されておらず、失われる利益は小さいと考えられる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件起業地の選定については、川辺町地内の三案について、社会的条件、経済的条件及び技術的条件から総合的に検討した結果、選定されており、その選定は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、大規模地震等有事の際の防災拠点としての機能が期待されるとともに、現場到着に要する時間を短縮する効果が期待できると認められる。

また、川辺町より、川辺町第四次総合計画において、川辺出張所の移転を含めた施設・整備の充実の要請がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲は合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

川辺町役場総務企画課

岐阜県告示第三百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年五月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
県道	岩井 高山線 停車場	高山市岩井町二五六三番 三地先から 同 市同 町二五七四番 二地先まで	二五二 二六五	二四八 二五五	二六〇	二六〇	

岐阜県告示第百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年五月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）
県道	岩井高山線	高山市岩井町二五六三番三	地先から	二六〇	平成三〇・五・二七	平成二六・二・三

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(ア) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
新しい山県をつくる会	寺町知正	長屋正信	山県市高富1272 3
岸一夫を育てる会	山口正司	杉山益三	関山市平賀416 2
減税羽島日本川柳まさひろ後援会	川柳雅裕	飯田なを子	羽島市竹鼻町2801
酒井ひとし後援会	柳原健志	浅野泰弘	岐阜市切通5 2 11
せんごく秀男後援会	仙石秀男	仙石美由紀	土岐市泉東薬町4 59 6
土屋まさよし後援会	須田郁男	安田昇	関市平賀町8 111

停車場	同市同町二五七四番二	地先まで	三〇・五・二七
-----	------------	------	---------

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十三年五月二十七日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松 利幸

土屋まさよしを育てる会	土屋 雅 義	安 田 昇	関市平賀町 8 111
出口ただお後援会	出 口 忠 雄	出 口 和 代	可見市光陽台 1 50 3
中津川一新の会	菅 井 陽 一	笠 木 康 彦	中津川市中津川 2482 42
中根まさのり会	中 根 理 記	中 根 理 記	安八郡安八町水取 197 1
成原茂後援会	森 崎 敏 克	荒 井 順 一	大野郡白川村大字飯島 39
ふるさと大垣減税推進会	吉 田 竜 巳	増 田 浩 資	大垣市外洲 4 92 2
馬淵龍男友の会后援会	関 谷 透	馬 淵 美 幸	揖斐郡大野町黒野 625

(ロ) 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	公職の候補者の氏名
経済研究百人会	松 波 英 寿	高 橋 洋 樹	岐阜市竜田町 4 3	参議院議員	柴 橋 正 直

岐阜県選挙権者数調査係長藤田十七郎

岐阜県選挙権者数調査係長藤田十七郎(以下「藤田係長」とする)は、法第19条第1項の規定により、政治団体の民主主義の運動が藤田係長の「選挙権者の数」の算定に与える影響を調査することを目的として、

平成11年11月14日

岐阜県選挙権者数調査係長 藤田 大 幸 幸

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧
	代 表 者	高 橋 勝 美	高 橋 秀 和
自由民主党糸魚川支部	会 計 責 任 者	河 村 憲 彦	高 橋 勝 美

	主たる事務所の所在地	公職の種類	公職の候補者の氏名
自由民主党神岡町支部	会 計 責 任 者	参議院議員	柴 橋 正 直
自由民主党多治見市支部	会 計 責 任 者	参議院議員	柴 橋 正 直
いきいき土岐市をつくる会	主たる事務所の所在地	参議院議員	柴 橋 正 直
井上あけみと市民ネットワークをひろげる会	主たる事務所の所在地	参議院議員	柴 橋 正 直
宇野ひとし後援会	会 計 責 任 者	参議院議員	柴 橋 正 直
北側の明日を築	代 表 者	参議院議員	柴 橋 正 直

＜会 岐阜県木材産業 政治連盟 岐阜市医師連盟 園枝としき後援 会 佐伯和昭後援会 佐藤武彦後援会 下山清治後援会 杉山利夫後援会 田中和幸後援会 成原茂後援会 根尾川筋漁業協 同組合政治連盟	主たる事務所の 所在地	飛騨市古川町沼町 764 1	飛騨市古川町上気 多1231
	会 計 責 任 者	藤 沢 茂	東 方 喜 之
	会 計 責 任 者	渡 辺 寛	大 庭 敏 夫
	会 計 責 任 者	篠 田 正 弘	廣 瀬 雅 也
	代 表 者	可 児 要	肥 田 豊 夫
	主たる事務所の 所在地	美濃市上条71 1	美濃市笠神1013
	代 表 者	島 田 正 夫	岩 塚 俊 久
	代 表 者	木 下 昭 治	杉 山 美 智 晴
	代 表 者	和 田 実	仲 畑 秀 一
	主たる事務所の 所在地	大野郡白川村大字 飯島70	大野郡白川村大字 飯島39
代 表 者	福 富 武 久	戸 部 一 秋	
代 表 者	鷲 見 隆 男	福 富 武 久	
会 計 責 任 者	福 富 武 久	名 知 里 美	

藤江久子と明日 をつくる会	会 計 責 任 者	西 村 裕 紀 子	永 家 将 嗣
堀たかかず後援 会	代 表 者	大 野 成 正	堀 隆 和
松原のりかず後 援会	会 計 責 任 者	鈴 木 正 美	水 谷 昌 紀
松原のりかずを 育てる会	会 計 責 任 者	鈴 木 正 美	水 谷 昌 紀
吉村俊廣後援会	代 表 者	山 下 芳 信	糸 魚 川 行 吉
渡辺真後援会	主たる事務所の 所在地	中津川市坂下314 4	中津川市坂下315
	主たる事務所の 所在地	瑞浪市土岐町22 4	瑞浪市寺河戸町32 0 1

岐阜県選挙区別議員名簿

岐阜県選挙区別議員名簿(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、
岐阜県選挙区別議員名簿(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、
その名称等を次のとおり
に改称す。

平成二十三年四月二十日

岐阜県選挙区別議員名簿

岐阜県選挙区別議員名簿

政治団体の名称	代表者の 氏名	会計責任者 の氏名	主たる事務所の所在地	解 散 年 月 日	政党又は政党 の支部の場合 その旨の表示	当該政党の支部 を支部とする 政党の名称	一以上の市町村の区 域等を単位として設 けられる支部の表示
新しい風の会	奥 田 達 郎	中 村 親 志	可児市今渡 2155	平成23年 3月20日			
板津敏彦後援会	梅 村 登 次	板 津 敏 彦	加茂郡富加町滝田 1200	平成23年 3月31日			

今井田和子後援会	今井田 潔	今井田 潔	羽島市正木町須賀小松530	平成23年 4月30日			
梶田ひろゆき後援会	梶田 廣 幸	梶田 廣 幸	多治見市赤坂町4 1	平成23年 3月28日			
加藤恒夫を育てる会	加藤 恒 夫	番 善 秀	羽島市堀津町須賀南2 63	平成23年 4月29日			
岐阜小泉あきお会	石川 一 宣	松野 秀 成	海津市南濃町庭田744	平成23年 2月28日			
久々野町を活かす会	青木 徳兵衛	東 輝 政	高山市久々野町無数河1030	平成23年 3月28日			
交吉義昭後援会	高山 正 直	日比野 修	可児市今渡2155	平成23年 3月20日			
林武義後援会	遠藤 要	吉田 宏	恵那市笠置町河合834 2	平成23年 3月31日			
平野元後援会	村橋 忠 夫	武藤 正 美	山県市椎倉406	平成23年 4月30日			
みぞぐち昭八郎後援会 「みんなの声」	伊藤 勇 作	有我 芳 洋	瑞浪市釜戸町722 5	平成22年 12月31日			
みんなの声	溝口 昭八郎	有我 芳 洋	瑞浪市釜戸町722 5	平成22年 12月31日			
若原悟友の会	林 照 男	若原 悟	揖斐郡大野町下方933	平成23年 2月24日			

岐阜県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称およびその役員を公表する。

平成二十三年五月十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
土屋 雅義	関市議会議員	土屋まさよしを育てる会	関市平賀町8 111	土屋 雅義
寺町 知正	山県市長	新しい山県をつくる会	山県市高富12 72 3	寺町 知正

岐阜県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十三年五月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	仕たる事務所の所在地	代表者の氏名
加藤 恒夫	羽島市議会議員	加藤恒夫を育てる会	羽島市堀津町須賀南2 63	加藤 恒夫
溝口昭八郎	岐阜県議会議員	みんなの声	瑞浪市釜戸町722 5	溝口昭八郎

岐阜県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十三年五月二十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
		公職の種類	多治見市議会議員	岐阜県議会議員
井上あけみ	井上あけみと市民ネットフォーラムをひらける会	公職の種類	多治見市議会議員	岐阜県議会議員
		主たる事務	多治見市小泉	多治見市幸町6

所在地	町 8	104	1	26	19
-----	-----	-----	---	----	----

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十三年五月二十七日

岐阜県民権 中 田 謙

- 1 特定役務の名称及び数量 県政広報テレビ・ラジオ番組の制作・放送委託業務一式

- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

- 4 契約の相手方を決定した日 平成23年4月1日

- 5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市橋本町2丁目52番地

株式会社岐阜放送

代表取締役会長 杉山 幹夫

- 6 契約金額 40,281,885円

- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

部局の名称 岐阜県広報課

所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第

百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。
平成二十三年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 地上デジタル・ブーテ放送を活用した県政情報発信事業委託業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成23年4月1日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市橋本町2丁目52番地
株式会社岐阜放送
代表取締役会長 杉山 幹夫
- 6 契約金額 34,000,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
部局の名称 岐阜県広報課
所在地 岐阜市藪田南2丁目1番1号

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年四月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人竹環境保全推進協議会竹人
- 三 代表者の氏名 堀 好宏
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島郡笠松町美笠通三丁目九番地二ノ九番地三
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域社会に対して、竹を資源として活用し、環境の保全や伝統的な文化と技術の継承に関する事

業を行い、環境の保全、地域の活性化、産業の発展など公益の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。
なお、その意見書は平成二十三年五月二十七日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十三年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
テックランド岐阜本業店
岐阜県本巣市政田字下西浦一九四四番地一 外
- 二 意見の概要
本業市長の意見
・ 防犯対策を十分考慮すること。
・ 周辺は小学校の通学路等となるため、交通安全に十分注意すること。 外

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により本業市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
本業市
- 二 作業種類
公共測量(道路台帳更新)

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規

土地改良区役員の変更及び就任

<p>同中建築第五号の五 同二一・九・八 同中建築第五号の一 四 同三三・三・一八</p>	<p>同中建築第五号 同二一・七・七 同中建築第五号の九 同二一・一〇・二六 同中建築第五号の一 二 同三三・三・四</p>	<p>加茂郡坂祝町黒岩字林前一五一四番四 の部、一五一四番二の部、一五 一五番一、一五一五番三、一五一五番 一五、一五一五番一八、一五一五番一 九、一五一五番二〇の部、一五一五番一 番二五、一五一五番三〇、一五一五番三 三、一五一五番三三、一五一五番三 四、一五一五番三六の部、一五一五 番三八、一五一五番四三、一五一五番 七八の部及び一五一六番一</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>和歌山県和歌山市中島一八五番地の三 株式会社オークワ 代表取締役 福 西 拓 也</p>
<p>同中建築第五号の五 同二一・九・八 同中建築第五号の一 四 同三三・三・一八</p>	<p>同中建築第五号 同二一・七・七 同中建築第五号の九 同二一・一〇・二六 同中建築第五号の一 二 同三三・三・四</p>	<p>関市小屋名字薄原一四三六番、一四三 七番、一四三八番、一四三九番、一四 四〇番、一四四一番一、一四四一番 二、一四四一番三、一四四一番、一四 四三番及び一四四四番一</p>	<p>道路 水路 緑地、</p>	<p>同</p>	<p>岐阜県関市若草通一丁目一番地 めぐみの農業協同組合 代表理事組合長 岡 田 忠 敏</p>
<p>同西建築第五号の五 平成二〇・八・一四 同西建築第五号の一 九 同二一・三・二四 同西建築第五号の一 二 同二一・一・二二・二五 同西建築第六号の六 同二二・九・一六</p>	<p>同西建築第五号の五 平成二〇・八・一四 同西建築第五号の一 九 同二一・三・二四 同西建築第五号の一 二 同二一・一・二二・二五 同西建築第六号の六 同二二・九・一六</p>	<p>同郡同 町大数字新河原一八六六番 及び同所字高畑二七七一番一 地先道路</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>安八郡輪之内町大数二八六六番地 稲川メタル株式会社 代表取締役 稲 川 雅 章</p>
<p>同西建築第五号の五 平成二〇・八・一四 同西建築第五号の一 九 同二一・三・二四 同西建築第五号の一 二 同二一・一・二二・二五 同西建築第六号の六 同二二・九・一六</p>	<p>同西建築第五号の五 平成二〇・八・一四 同西建築第五号の一 九 同二一・三・二四 同西建築第五号の一 二 同二一・一・二二・二五 同西建築第六号の六 同二二・九・一六</p>	<p>同郡同 町大数字新河原一八六六番 及び同所字高畑二七七一番一 地先道路</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>安八郡輪之内町大数二八六六番地 稲川メタル株式会社 代表取締役 稲 川 雅 章</p>

定により公示する。

平成二十三年五月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住所
えな土地改良区	平成三・三・三	理事	大塩 康彦	恵那市明智町 五三五番地六
えな土地改良区	平成三・四・二六	理事	安田 利弘	恵那市笠置町姫栗 六七番地

正誤

(原稿誤り)

平成二十三年四月十五日第二千二百四十一号 政治団体の異動事項の公表(岐阜

県選挙管理委員会告示第四十七号)五十九頁上段の表中

野田聖子後援会連合会れんげの会支部		代
計	会	主たる
所		

表	者	福井 澄子	谷藤 正雄
責	任	松尾 初枝	池野 猛始
務	所	岐阜市木田1084	岐阜市木田1042
の	地		

セ

野田聖子後援会連合会れんげの会支部		名
代	会	主たる
所		

称	野田聖子後援会連合会れんげの会支	野田聖子後援会連合会木田支部
---	------------------	----------------

部	福井 澄子	谷藤 正雄
表	松尾 初枝	池野 猛始
責	岐阜市木田1084	岐阜市木田1042
任		
者		
の		
地		

の誤り。

平成二十三年五月二十七日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター